

有料職業紹介手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
1 求人受理時の事務費用	無 料
2 求人の申込を受理した時以降、求人者に求職者を紹介するサービス	<u>成功報酬</u> (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>30%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用契約が 1 年を超える場合は最大 1 年分) に 支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>30%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
3 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言の後に、求人の申込を受理し、求職者を紹介するサービス	<u>成功報酬</u> 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>30%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称 株式会社 Y G

所在地 福島県須賀川市和田字新池 4 5 - 2 F

■ 返戻金制度に関する事項

紹介した求職者が労働契約に基づく業務を開始した日より 3 ヶ月以内に、求人者に責めのない理由による労働契約が解消された場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を返戻いたします。

- (1) 1 ヶ月以内の場合：本来受領すべき紹介手数料の、原則として 90%
- (2) 1 ヶ月を超え 2 ヶ月以内の場合：本来受領すべき紹介手数料の、原則として 80%
- (3) 入社後 2 ヶ月を超え 3 ヶ月以内の場合：紹介手数料の、原則として 70%

※退職に至った理由が入職前に提示された労働条件と入職後の労働条件が入職後著しく異なっていた場合や、求人側の都合による解雇、明らかな求人者の責である場合は返戻金の対象外となります。

※求人事業者と当社との個別の契約において、返戻金に関し異なる取り決めを行う場合があります。